

# 「**蕪崎市障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援事業**」申請要領

令和6年1月24日

## 1 目的

物価高騰の影響が長期化する中で、物価高騰によって影響を受けながらも、障害福祉等のサービスを継続して提供している事業者に対し、安定的な事業継続を支援するための支援金を交付します。

## 2 支援金の対象事業者

対象となる事業者は、次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 蕪崎市内に事業所を有する障害福祉サービス事業者（国及び地方公共団体が運営する事業者、介護保険指定事業者を除きます。）
- (2) 令和5年4月から8月までの間にサービスの提供実績がある事業者

### 【不交付要件】

- ・ 申請時において、蕪崎市から令和5年度中に同種の補助金を受けている事業所
- ・ サービスの提供実績のない事業者
- ・ 事業継続の意思がないと明らかに認められる事業者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に該当する者
- ・ 市税等について、滞納がある者
- ・ その他、支援金の趣旨や目的に照らして適当でないと市長が判断する者

## 3 支援金の交付額

別表1に定める支援区分のうち、いずれか一種類の支援を受けることができます。

※ 同一事業者が同一住所地にて複数サービスを提供している場合は、一種類の支援のみ受けることができます。

## 4 申請手続について

### (1) 申請期間

令和6年1月24日（水）～令和6年2月29日（木）

### (2) 申請書類

全事業者共通の①～③に加え、事業者ごとの必要な書類を提出してください。

① 申請書兼請求書（蕪崎市ホームページからダウンロードしてください。）

② 支援金の振込を受ける金融機関の通帳の写し

（金融機関名、支店、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）

③ 令和5年4月から8月までの間のサービス提供の実績がわかる書類（任意様式）

(3) 申請方法

事業所ごとに上記4(2)の提出書類一式を郵送又は直接持参してください。

なお、郵送の際は、必ず封筒に朱色で「支援金交付申請書在中」を記載してください。

【宛先】〒407-8501 韮崎市水神 1-3-1 韮崎市 福祉課 障がい福祉担当 宛

(4) その他

- ・ 必要に応じて追加書類の提出や申請内容確認のために連絡することがあります。
- ・ 申請が不相当である場合は、不交付決定通知書を送付いたします。

5 支援金の支給について

- ・ 支援金の交付方法は、「口座振込」のみです。
- ・ 申請内容の不備等がなければ、申請書の受理後2週間程度で交付します。
- ・ 振込の通知は行いません。口座振込をもって交付の決定及び額の確定の通知とさせていただきます。

6 注意事項

- ・ 本支援金の支給後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の交付を取り消します。この場合は、受け取った支援金は返還いただきます。不正受給をした事業者は、今後、本市が行う全ての物価高騰対策関連の支援金等の対象から除外いたします。

7 誓約・同意事項

次の事項に誓約及び同意がない場合は、本支援金の申請はできません。

- ・ 支援金の対象事業者で不交付要件には該当しないこと。
- ・ 支援金の交付要件を確認するため、韮崎市職員による関係書類の提出、指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- ・ 交付決定後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払いができず、令和6年3月15日までに韮崎市が申請者に連絡及び確認できない場合には、韮崎市は当該申請が取り下げられたとみなすこと。
- ・ 支援金の交付後、対象事業者の要件に該当しないことが判明した場合、又は不交付要件に該当すると判明した場合には、交付された支援金を返還すること。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、今後においても暴力団との関係を持つ意思はないこと。

## 8 問い合わせ先

蕪崎市 福祉課 障がい福祉担当

【電 話】 0551-22-1111

【E-mail】 fukushi@city.nirasaki.lg.jp

【時 間】 平日 8：30～17：15

本支援金に係る取扱いについては、蕪崎市補助金等交付規則（昭和 63 年 12 月蕪崎市規則第 20 号）に定めるほかは、本申請要領によります。

別表 1 (支援金の交付額)

支援区分	サービス種別	交付額
区分 1	・施設入所支援	1 事業所あたり 5 0 万円
区分 2	・グループホーム ・短期入所	1 事業所あたり 2 5 万円
区分 3	・生活介護 ・就労継続支援 A 型、B 型	1 事業所あたり 2 0 万円
区分 4	・放課後等デイサービス	1 事業所あたり 1 5 万円
区分 5	・計画相談支援 ・日中一時支援	1 事業所あたり 1 0 万円